

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する 特別措置法の一部を改正する法律について

令和4年5月

土地政策審議官部門土地政策課

- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行
- 今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題

H 3 0. 1 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議 立ち上げ

＜官房長官（主宰）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、復興大臣＞

H
3
0

所有者不明土地法 制定

- ・地域福利増進事業の創設
- ・土地収用手続きの合理化・円滑化
- ・所有者探索のための公的情報の利用等の特例

附則 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※その他、関係法律として、
①農業経営基盤強化促進法等の改正 ②森林経営管理法の制定も実施

R
元
・
2

土地基本法 改正（R 2）

- ・土地の「適正な管理」を土地政策の基本理念として明確化
- ・土地所有者等の責務を規定

等

※その他、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の制定（R元）、国土調査法等の改正（R2）も実施

R
3

民事基本法制の見直し

- ・【民法・不動産登記法等 改正】相続登記の申請義務化／管理不全土地管理制度の創設
- ・【相続土地国庫帰属法 制定】相続土地国庫帰属制度の創設

等

R 3. 6 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（関係閣僚会議決定）

所有者不明土地法の施行から3年が経過し、見直しの時期となることに向けて、

…国土審議会において制度見直しの内容を本年中目途でとりまとめ、次期通常国会に必要となる法案を提出する

所有者不明土地法の一部を改正する法律（令和4年4月27日成立、5月9日公布、公布後6月以内施行）

「所有者不明土地法の見直しに向けた方向性のとりまとめ」(令和3年12月24日)のポイント

とりまとめの背景・経緯

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や土地所有意識の希薄化を背景に、所有者不明土地や所有者による適正な管理が行われてない土地(管理不全土地)等の増加が懸念。
- 所有者不明土地が我が国における喫緊の課題として認識されて以降、本部会等での議論を経て、平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化の促進を図ることを目的とする所有者不明土地法が制定され、令和2年には土地基本法の制定以来約30年振りとなる改正が行われ、土地の適正な管理に関する土地所有者の責務等が定められた。令和3年には、所有者不明土地の発生予防・利用の円滑化等を目的とする民事基本法制の抜本的な見直しが行われた。
- このような経緯等を踏まえ、本部会(第37回～第46回)において、施行後3年を迎えた所有者不明土地法の見直しに向けた方向性について、関係閣僚会議(※)において示された① 所有者不明土地の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充 ② 管理不全土地の適正な管理を図るための仕組み ③ 低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組み の3つの検討事項を中心として行ってきた議論・検討の内容を整理し、とりまとめたもの。 (※ 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和3年6月7日関係閣僚会議決定）

…特措法の施行から3年が経過し、見直しの時期となることに向けて、所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図る仕組みの拡充や、…管理不全土地や低未利用土地の利活用・管理を図る仕組みについて検討を進め、国土審議会において制度見直しの内容を本年中目途でとりまとめ、次期通常国会に必要となる法案を提出する。

今般の所有者不明土地法の見直しにおける措置の方向性(ポイント)

1. 所有者不明土地の利用の円滑化

- ◆所有者不明土地の利用の更なる円滑化を図るため、「地域福利増進事業(※)」をより活用されやすい制度とすることが必要

(※知事の裁定による使用権の設定により、所有者不明土地を地域住民等のための公益性の高い事業に活用できる制度)

- 対象事業の拡充：市町村に対するアンケート調査結果等を踏まえ、地域の災害対策に役立つ施設や、地産地消を行う再生可能エネルギー発電設備を対象事業に追加。再生可能エネルギー発電設備については、トラブルが各所で発生していることを踏まえ、要件の厳格化と適切な運用の徹底が必要。
- 土地等使用権の上限期間の延長： 民間事業者が主に主体となると考えられる対象事業については、上限期間を10年から20年まで延長
- 対象となる土地の拡充： 現行制度で対象となっている簡易建築物と同程度に補償金の算定が容易であると認められる建築物が存する土地についても、対象となる特定所有者不明土地に含める。あわせて、収用特例の対象となる土地についても同様に扱う。

2. 管理不全土地の管理の適正化

- ◆今般の見直しにおいては、全国共通の喫緊の課題となっている自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、管理不全土地に関する課題の中でもとりわけ対応が急がれる管理不全状態の所有者不明土地への措置を講ずることが必要。

- 管理不全状態を要因とする災害等の生命・財産に関わるような悪影響の発生を防止するため、市町村長による勧告、命令、代執行を可能とする制度を新たに規定することにより、市町村の条例では対応が困難な所有者不明土地に起因する制度的なあい路の解消を図ることが必要。
- あわせて、令和3年の民事基本法制の見直しにより創設された管理不全土地管理制度についても、市町村長による請求を可能とする特例が必要。
- これらの制度を活用する際に必要となる所有者探索を円滑に行えるようにするため、公的情報の利用・提供を可能とすることが必要。
- 市町村の負担が過大なものとならないよう、国及び都道府県が支援を行うべきことを明確化することが必要。

3. 課題がある土地に地域一体となって対応するための体制の構築

- ◆所有者不明土地や管理不全土地、将来的に所有者不明土地の発生につながるおそれのある低未利用土地といった、地域における課題がある土地に実効的に対応するため、市町村だけではなく、地域一体となって取り組む体制の構築が必要
 - 課題がある土地の利用や管理に取り組む法人を市町村長が指定し、活動を支援・連携していく仕組み
 - 市町村が、上記の法人や地域コミュニティ、専門家等の関係者と協議の上、地域の実情に応じて必要な取組の内容を示す計画を作成する仕組み
- ◆市町村の用地担当職員が大きく減少している状況等を踏まえ、所有者不明土地法に基づく制度が効果的に活用されるよう、国及び都道府県から市町村に対する運用面での助言・支援等を更に強化することが必要。
- ◆今回の見直しの内容を含め、市町村等の取組が地域住民の理解を十分得られるよう、国及び地方公共団体は、積極的な広報・啓発活動を展開することが必要。

おわりに

- 今後、本とりまとめに示された方向性を踏まえ、所有者不明土地法の改正に向けた作業を着実に進め、新たな所有者不明土地法が国民に示されることを期待。
- 所有者が判明しているものも含めた管理不全土地全般に対する行政的措置等、中長期的な検討を要するものについては、関連施策の施行状況や地方公共団体におけるニーズ等を継続的に分析しつつ、引き続き検討を行っていく。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律

(令和4年法律第38号)

<予算関連法>

令和4年4月27日成立
同年5月 9日公布
《公布後6月以内施行》

背景・必要性

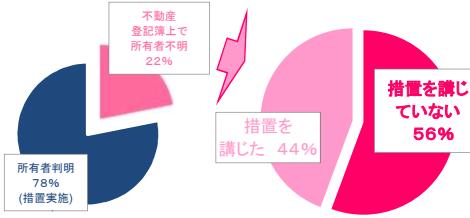
○ 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。
今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。

※ 令和2年土地基本法改正：基本理念として土地の適正な「管理」を明確化

- ◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。
- ◆ 所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆ 所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

住民から市町村に苦情のあった
管理不全土地への対応状況
(令和元年度国土交通省調査より作成。1029市町村が回答。)

所有者不明土地法 附則（平成30年
制定時）
2. 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



概要

1. 利用の円滑化の促進

① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

- ・現行の広場や公民館等に加え、備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加



備蓄倉庫

② 地域福利増進事業の事業期間の延長 等

- ・購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長
- ・事業計画書等の縦覧期間を6月から2月に短縮



建築物のイメージ

③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

- ・損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地
- であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用

2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

① 勧告・命令・代執行制度

- ・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度を創設



豪雨の度に土砂崩れが多発

② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

- ・引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与



高台から瓦礫や岩石、柵等が落下するおそれ

③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

- ・上記の勧告等の準備のため、土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連

- ・市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能

② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

- ・市町村長は、特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定
- ・推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能

③ 國土交通省職員の派遣の要請

- ・市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、國土交通省職員の派遣の要請が可能

【目標・効果】

① 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数：施行後5年間で累計75件 (R3.11時点で申請1件)

② 所有者不明土地対策計画の作成数：施行後5年間で累計150件

③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数：施行後5年間で累計75団体

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

【令和元年6月1日施行】

(1)道路等の公共事業の手続の合理化・円滑化→ **所有権**を取得(2)地域住民等のための新たな事業の創設
→ **使用権**を設定反対する所有者がおらず、建築物^(※1)がなく現に利用されていない所有者不明土地の場合

※1 簡易な構造で補償額の算定が容易なものを除く

土地収用法の特例

国、都道府県知事が事業認定
(認定の円滑化(マニュアル作成))収用委員会に代わり都道府県**知事が裁定**
(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)地域福利増進事業^(※2)の創設

※2 対象事業は法律で限定列挙

都道府県知事が事業^(※3)の公益性等を確認

市町村長の意見聴取 →

※3 事業主体は限定されず

一定期間の公告

都道府県知事が**使用権(上限10年間)**を設定

(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復。異議がない場合は10年を超えて延長可能)

事業のイメージ



ポケットパーク(公園)



直売所(購買施設)

2. 所有者の探索を合理化する仕組み

【平成30年11月15日施行】

原則として、登記簿、住民票、戸籍など、客観性の高い公的書類を調査することとする

- ・固定資産課税台帳、地籍調査票、インフラ事業者等の保有情報など**有益な所有者情報を行政機関等が利用可能に**
- ・近隣住民や地元精通者等にも行っていた聞き取り**調査の範囲を合理化・明確化**(親族等に限定)

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

【平成30年11月15日施行】

所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設

1. 利用の円滑化について

- 平成30年の所有者不明土地法制定により、所有者不明土地の公益的な事業での利用に一定の道筋が付けられたが、引き続き、以下の課題が存在
 - ・ 対象土地は原則として建築物のないものに限る
 - ・ 地域福利増進事業の対象事業が限定的で、近年激甚化・頻発化する自然災害への対応には不十分

＜現行の対象事業の例＞



ポケットパーク
(公園)
(出典: 杉並区)



直売所
(購買施設)
(出典: 農研機構、広島県)

- ・ 地域福利増進事業のスキームについて、事業期間が短い、事業計画書等の縦覧期間が長い等、更なる円滑化・迅速化を求める声

3. 所有者不明土地対策の体制について

- 所有者不明土地に関する問題は一朝一夕に解決が図られるものではなく、地域を挙げて一歩ずつ着実に取り組む仕組みづくりが必要
- 所有者不明土地や低未利用土地等の利活用に取り組んでいる特定非営利活動法人等に対して、人員的に厳しい環境にある市町村の補完的な役割を果たすものとして、更なる活躍を期待する声

2. 管理の適正化について

- 所有者不明土地が現に管理がされていない場合、将来にわたって管理がされない可能性が高く、放置すれば災害等周囲の地域への悪影響を及ぼす可能性



高台にある所有者不明土地から、瓦礫や岩石、柵等が落下するおそれ

- 管理の適正化に条例で対応する市町村も存在するが、所有者不明土地の場合、以下の課題が存在
 - ・ 条例による代執行等は、義務者=所有者が判明していることを前提としており、所有者不明土地への対応が困難
 - ・ 現行法における所有者探索のために必要な公的情報の利用等の特例は、「利用の円滑化」のためであり、「管理の適正化」のために活用できない

所有者不明土地の円滑な利用のための仕組み（地域福利増進事業及び土地収用法の特例）の対象の土地に、「損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物」が存する所有者不明土地を追加

現行

- 更地の所有者不明土地か、補償金の算定が容易な物置等の簡易な構造の建築物が存する所有者不明土地に限定



今回追加

- 朽廃した空き家や工場の建屋等の建築物※が存する所有者不明土地を追加

※ その利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況、建築時からの経過年数その他の事情を勘案して定める基準に該当するもの



今回対象に追加する建築物のイメージ

(2) ① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」の対象事業※を追加・拡充

※ 現行の対象事業の例：公園、広場、駐車場、購買施設、公民館、仮設道路 等

災害対策に関する施設

- 備蓄倉庫、非常用電気等供給施設
(非常用の電気又は熱の供給施設) その他の施設で災害対策に関する施設

【イメージ】



備蓄倉庫



蓄電池設備

再生可能エネルギー発電設備

- 再生可能エネルギー発電設備※¹のうち、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして定める要件※²に適合するもの

※1 太陽光、風力、水力、バイオマスといった再生可能エネルギー源を電気に変換する設備

※2 発電した電気を地域の住戸や公共施設に一定程度供給する発電設備とすることを想定

【イメージ】



太陽光発電設備



小水力発電設備

(出典：(社)でんき宇奈月)

(2) ② 地域福利増進事業の事業期間の延長等

事業期間の上限の延長

- 購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合に、
土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長する

縦覧期間の短縮

- 事業対象の土地が「所有者不明土地」であるか、事業の内容等に反対する権利者が
いないかどうかを確認するための、事業計画書等の縦覧期間を6月から2月に短縮する

補償金の分割供託

- 不明所有者等のために供託することとされている補償金について、
都道府県知事が定める支払時期までに分割で供託することを可能とする

2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化 (1) 法目的への「管理の適正化」の追加

- 令和2年の土地基本法改正において、土地の適正な「管理」に関する土地所有者の責務等が明確化
- この点、所有者不明土地は、所有者による自発的な管理が期待できず、管理不全状態になる蓋然性が高い土地である上、将来にわたって引き続き管理が実施されないことが見込まれることから、とりわけ対応が急務

法の目的規定を改正し、

現行の「利用の円滑化」だけでなく、「管理の適正化」を位置付け



以前は家屋があったが、火災により焼失し、
現況は瓦礫として放置（建築物ではない）
結果として、雑草の繁茂や不法投棄も併せて発生



当該土地は高台に位置しており、強風・豪雨等の際には、瓦礫や柵等の落下が懸念されており、
低地の住民にとって非常に危険な状況

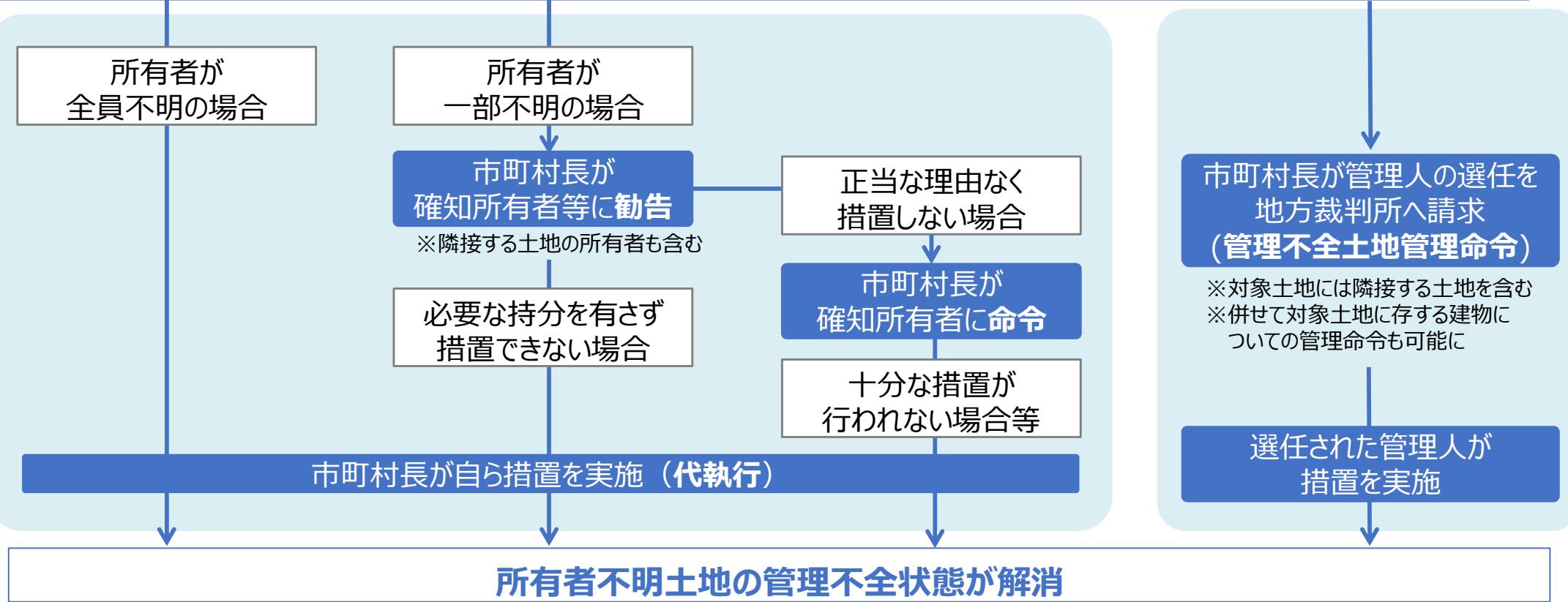
(2) 管理不全状態の解消を図るための代執行制度等の創設

行政的・民事的措置の両面から、管理不全土地対策に取り組む市町村長の取り得る手段を充実

- ① 市町村長が直接対応することを可能とする勧告・命令・代執行を行うことができる
- ② 民法改正により創設された管理不全土地管理命令を市町村長が請求できること

(注) 多数の人命や財産に影響を及ぼす災害等の防止は、個別規制法（宅造法等）による措置や公共事業（急傾斜地崩壊対策事業等）により対応

所有者不明土地が管理不全状態であることにより周囲に災害等の悪影響の発生のおそれ



上記の勧告等の準備のため、土地所有者の探索に必要な公的情報※の利用・提供を可能とする

※（例）固定資産課税台帳、地籍調査票、農地台帳

(1) 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度の創設

- 市町村長は、地域の専門家（宅地建物取引業者、司法書士・土地家屋調査士等）や学識経験者等を構成員として、所有者不明土地や低未利用土地等の利活用に取り組む特定非営利活動法人や一般社団法人等を指定することができる

⇒ **公的信用力が付与されることにより、
地域づくりの新たな担い手として、市町村の補完的な役割を期待**

<主な業務>

- ・利活用希望者に対する
情報提供・相談
- ・所有者に対する適正管理のための
情報提供・相談
- ・低未利用土地等の利用促進のための
事業の実施 等

取組①：「特定非営利活動法人つるおかランドバンク」（山形県）の取組

- ・狭い道路を拡幅することにより、宅地化を実現



取組②：「特定非営利活動法人かみのやまランドバンク」（山形県）の取組

- ・空き地に住民と協働して芝生を貼り、広場を整備



<指定されることで可能となること>

- 市町村長に対する
- ・所有者不明土地対策計画の作成の提案
 - ・管理不全土地管理命令の請求の要請

(2) 所有者不明土地対策に関する計画及び協議会制度の創設等

所有者不明土地対策計画

- 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化や管理の適正化等を図るための施策に関する計画を作成することができる

＜補助制度の創設＞

計画に基づき、所有者探索や利活用のための手法の検討等の取組を行う地方公共団体等に対し補助

(補助率：地方公共団体1/2 推進法人等1/3)

※併せて、地方公共団体負担分に対する特別交付税を措置（措置率：1/2）

所有者不明土地対策協議会

- 市町村は、計画の作成等に関する協議を行うための協議会を設置することができる

＜主な構成員＞

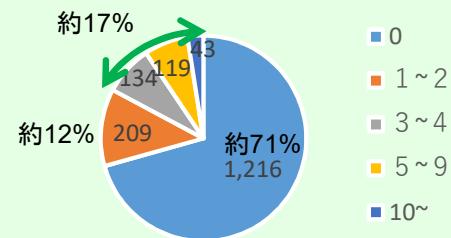
- ・ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人
- ・ 地域福利増進事業等の実施予定者
- ・ 関係都道府県・国の関係行政機関
- ・ 宅地建物取引業者、司法書士・土地家屋調査士等の専門家、学識経験者等

国土交通省職員の派遣

- 市町村長は、管理の適正化に向けた勧告等のための所有者探索や、上記の計画の作成・変更を目的とする場合においては、国土交通省の職員の派遣を要請することができる

※ これに対応し、8つの地方整備局や北海道開発局、沖縄総合事務局において、土地の適正な管理に関する市町村への助言・指導等の担当官を増員

【参考】市町村の用地担当職員の人員分布



地方公共団体等に対する補助制度の創設（新規）

R4年度予算額：71百万円

※事業費ベース150百万円相当

地方公共団体や「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」等が行う所有者不明土地対策を促進するための補助制度を創設。

＜補助対象＞

「所有者不明土地対策計画」に基づく以下の取組に関する経費

- ・ 土地に関する実態把握調査
- ・ 土地の所有者の探索や、土地の利活用のための手法の検討
- ・ 管理不全状態の解消
(草木の伐採や残置物件の除去等)

＜補助率＞

地方公共団体が実施主体の場合：国1/2、地方公共団体1/2
推進法人等が実施主体の場合：

国1/3、地方公共団体1/3、推進法人等1/3

※地方公共団体負担分の1/2について特別交付税を措置

先導的な取組に対する調査の実施（継続）

R4年度予算額：42百万円の内数

地域において所有者不明土地対策や低未利用土地の利活用に取り組む「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」を発掘・育成するため、以下の取組を先導的に行う特定非営利活動法人等の活動費の一部を国が支援し、知見を収集し取りまとめる。

＜取組の内容＞（イメージ）

- ・ 対策が必要な土地の所有者の探索
- ・ 低未利用土地の所有者と利用希望者のマッチング・コーディネート
- ・ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士等の専門家との連携体制の構築
- ・ 継続的な活動に必要な資金調達方法の確立

背景・目的

- 所有者不明土地は、土地のニーズの低下と所有意識の希薄化が進む中、今後も更なる増加が見込まれ、公共事業の実施や民間の土地取引に大きな支障を及ぼすことから、その対策は喫緊の課題となっている。
- こうした中、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」において、所有者不明土地対策の推進体制の強化を図る制度や管理の適正化を図る制度を創設したところ。
- 新たな仕組みを活用して所有者不明土地対策に取り組む地方公共団体等のための補助制度を創設し、取組の着実な推進を支援する。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

所有者不明土地等対策について、基本方針※等に基づき、関係機関の体制整備も含めた所有者不明土地の円滑な利活用・管理を図るための仕組みの充実等を行う。 ※「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和3年6月7日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）

新たな仕組みの内容



有効利用されていない土地

コンクリート擁壁が手入れされていない土地

補助制度概要

- 補助対象事業者：地方公共団体、推進法人（※）等
(※)市町村により指定された、
使われていない土地の有効利用に取り組む法人
- 補助対象経費：
「所有者不明土地対策計画」に基づく以下の取組に関する経費
 - ・土地に関する実態把握調査
 - ・土地の所有者の探索や、土地の利活用のための手法等の検討
 - ・管理不全状態の解消
(草木の伐採や残置物件の除去等)
- 補助率
○ 地方公共団体が実施主体の場合：国1/2、地方公共団体1/2
○ 推進法人等が実施主体の場合：
国1/3、地方公共団体1/3、推進法人等1/3

※地方公共団体負担分の1/2について特別交付税を措置

背景

令和4年度予算額：42百万円の内数
令和3年度予算額：37百万円

- 所有者不明土地対策については、市町村の人的資源等にも限界があるところ、地域において所有者不明土地対策や低未利用土地の利活用に取り組む法人の活躍が期待されている。
- 所有者不明土地対策の推進体制の強化のため、こうした法人を「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として市町村長が指定する制度を創設したところ。

実施内容

地域において所有者不明土地対策や低未利用土地の利活用に取り組む「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」を発掘・育成するため、以下の要素を含む取組を先導的に行う特定非営利活動法人等の活動費の一部を支援し、知見を収集して取りまとめを実施

- ① 対策が必要な土地の所有者探索や、低未利用土地の所有者と利用希望者のマッチング・コーディネート
- ② 宅建業者や弁護士・司法書士・土地家屋調査士等の専門家との恒常的な相談窓口の設置など、連携体制の構築
- ③ 管理代行等の収益事業や、地方公共団体における記名基金の募集など、継続的な活動に必要な資金調達方法の確立

取組例

取組：「特定非営利活動法人つるおかランドバンク」(山形県)の取組
・狭あい道路の拡幅をコーディネート



取組：「特定非営利活動法人かみのやまランドバンク」(山形県)の取組
・低未利用土地に芝生を貼り、広場として整備

